申請方法

■ 申請から補助金交付決定までの流れ

募集要項等の確認 ▶ 応募申請書の作成及び提出書類の準備 ▶ **応募申請** ▶ 事務局による審査 ▶ 補助金交付候補者の決定・通知 ▶ 交付申請（補助金交付候補者のみ） ▶ 交付決定・通知

応募申請書の入手

専用ホームページ（https://kagoshima-pref-service-support.jp）へアクセスし、募集要項等を確認の上、応募申請書をダウンロードしてください。

※申請書類の郵送を希望される場合は、事務局へお問い合わせください。

応募申請書の作成

申請書類1	申請書類2	申請書類3
事業計画書	収支予算書・収支計画書	チェックリスト

添付書類1	法人の場合 …… **法人税確定申告書別表一、貸借対照表、損益計算書**※ ※販売費及び一般管理費内訳書、製造原価報告書を含む 個人事業主の場合 …… **確定申告書第一表、貸借対照表、損益計算書、収支内訳書**（白色申告の場合）
添付書類2	**見積書等応募申請金額の妥当性が分かる書類** ※見積書等で応募申請金額の妥当性が確認できないものは、補助対象経費として認められない場合がありますので御注意ください。 ※令和7年3月25日(火)以降に契約（発注）を行った経費については、事業目的に合致し、必要性が認められるもので、かつ発注日や金額の妥当性を証拠書類（見積書（相見積書を含む）、発注書・発注請書（又は契約書）等）によって明確に確認できるものが補助対象となります。
添付書類3	**旅費規程(旅費を計上する場合)**

※添付書類1～3は、写しをご提出ください。

※上記以外で、補足資料の提出を求める場合があります。※詳細は専用ホームページ（下記参照）の募集要項等を御確認ください。

応募申請書の提出

電子申請

専用ホームページ
https://kagoshima-pref-service-support.jp

※申請フォームに応募申請書を添付してください。

郵　送

〒892-8799　鹿児島東郵便局留
サービス業生産性向上支援事業事務局　行

※原則として書類をA4サイズに統一し、左上1箇所にクリップ留めしてください。（ホッチキス留めは不可）

■ 補助金交付候補者が行う手続き（交付申請）について

応募申請書の内容を審査し、補助金交付候補者の決定（通知）を行います。その後「補助金交付申請」をしていただき、経費等の内容や添付書類（履歴事項全部証明書（個人事業主の場合、身分証明書）、「県税に未納がない」ことを証明する納税証明書）の審査を行い、補助金交付要綱に定める補助事業者の要件を満たしていると認められた場合、補助金交付額を決定します。
補助金交付候補者となっても、交付申請書類の審査結果により、補助事業者の要件を満たさない場合（県税に未納があることが確認された場合等）は、交付決定を行いませんので、御注意ください。

申請先・お問い合わせ先

サービス業生産性向上支援事業事務局 <委託先:MBC開発株式会社>
TEL：099-272-9695　FAX：099-272-9696
（9:00～17:00 土日祝日除く）
※「サービス業生産性向上支援事業事務局」は、鹿児島県から委託を受けたMBC開発株式会社が事務局業務を運用しています。

県内の卸小売業・飲食業・宿泊業などのサービス業のみなさんへ！

令和7年度

サービス業生産性向上支援事業費補助金のご案内

鹿児島県
（委託先:MBC開発株式会社）

サービス業生産性向上支援事業

県内の卸小売業・飲食業・宿泊業などのサービス業のみなさんへ!

事業内容・目的

鹿児島県内の卸小売業・飲食業・宿泊業・その他サービス業を営む事業者が、物価高騰・人手不足等の厳しい経営環境に対応できるよう、デジタル化・省力化等による生産性向上を図る取り組みを支援します。

補助対象者

鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有するサービス業※を営んでいる者で、中小企業支援法第2条第1項に規定する中小企業者又は産業競争力強化法第2条第24項に規定する中堅企業者（みなし大企業を除く）

※「鹿児島県内に本店又は主たる事務所を有する」とは、法人の場合は法人税確定申告書別表一の「納税地」に、個人事業者の場合は所得税及び復興特別所得税確定申告書第一表の「現在の住所又は居所 事業所等」に、鹿児島県内の住所が記載されていることをいいます。
※中小企業支援法第2条第1項の規定に該当しない医療法人、社会福祉法人、学校法人、一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人、NPO法人などは補助対象外となります。

F 電気・ガス・熱供給・水道業	G 情報通信業	H 運輸業、郵便業
I 卸売業、小売業	J 金融業、保険業	K 不動産業、物品賃貸業
L 学術研究、専門・技術サービス業	M 宿泊業、飲食サービス業	N 生活関連サービス業、娯楽業
O 教育、学習支援業	P 医療、福祉	Q 複合サービス事業
R サービス業（他に分類されないもの）		

【参照】日本標準産業分類より
(https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/R05koumokusetsumei.html)

日本標準産業分類の大分類（A農業・林業　B漁業　C鉱業、採石業、砂利採取業　D建設業　E製造業）は、対象外。
但し、主たる業種がサービス業（大分類F～R）でなくても、サービス業を営み、それに対する補助対象経費があれば申込み可能。

補助率及び補助上限額

補助率　補助対象経費の **1/2** 以内

※1000円未満切り捨て

補助上限額　**150万円**

補助対象　**令和7年3月25日(火)～令和8年2月13日（金）までに発注（契約）、納品、および支払いが実施されたものに限る。**

※あらかじめ事務局の承認を受けた場合は令和8年2月28日(土)まで
※補助金交付決定日時点において、既に支払を完了しており、その後、生産性向上または販路開拓の取組が実施されていない事業は、補助対象外となります。

募集期間

1次募集　**令和7年5月12日(月)～令和7年6月13日（金）**

2次募集　**令和7年7月 7 日(月)～令和7年8月 8 日（金）**

電子申請　締切日の23時59分まで　　**郵　送**　締切日の当日消印有効

補助対象経費

1 生産性向上型　生産性の向上を図るための経費

2 混合型　生産性の向上を図るための経費及び新たな販路開拓を図るための経費

補助対象経費…機械装置等購入費、クラウドサービス利用料、専門家の招へい経費、研修費、運搬費、広告宣伝費、外注委託費、構築物購入費、旅費
※詳細は専用ホームページ（**https://kagoshima-pref-service-support.jp**）をご確認ください。

「生産性の向上を図るための経費」とは?

生産性向上型事例

- 社内全体のデジタル化、業務効率化のためのソフトウェアの導入
- 無人券売機・セルフレジ、セルフ注文機器の導入
- DX（デジタルトランスフォーメーション）人材育成のための従業員研修の実施
- 検品作業効率化のための機器（ハンディターミナル等）の導入

「生産性の向上を図るための経費及び新たな販路開拓を図るための経費」とは?

混合型事例

- 給仕ロボットの導入、IT・ICTサービス導入（学習、観光等）
- 電子クーポン、前売券・予約券等の販売システムや受付システム（自動チェックイン、自動精算機器等）の構築
- IT活用による業務効率化及びテストマーケティングの実施（余剰時間を活用した新たな顧客層の開拓）

※「生産性向上」を図る取組を行うことが必須となります（販路開拓のみを目的とした取組は対象外です）。

審査の主なポイント

事業目的・内容の妥当性　／　実現可能性　／　市場性　／　数値計画の妥当性

※パートナーシップ構築宣言の登録企業は、審査において加点措置があります。
（「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト　https://www.biz-partnership.jp/）

事業実施スケジュール

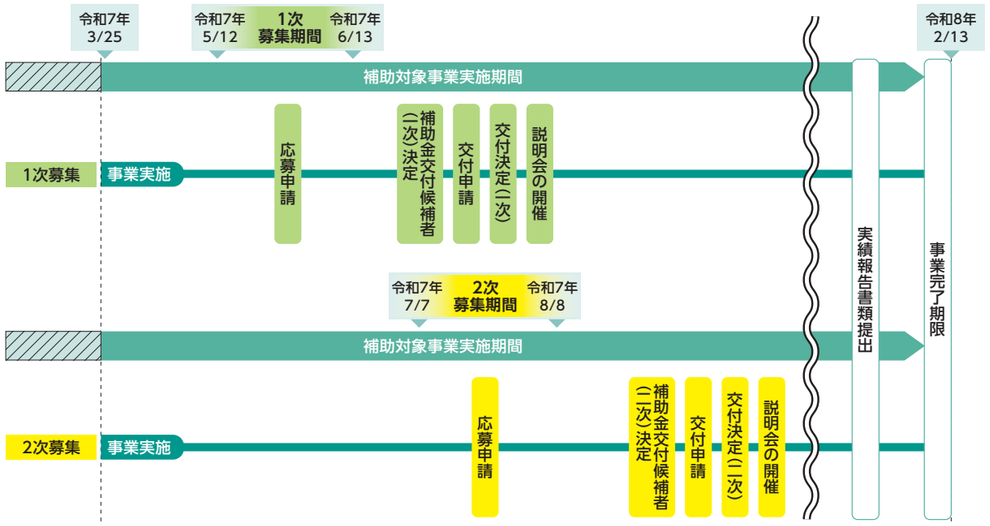

※令和7年3月24日(月)以前に発注された費用は対象外です。
※事業完了期限は令和8年2月13日(金)ですが、あらかじめ事務局の承認を受けた場合は令和8年2月28日(土)に延長できます。

※審査結果は、文書にて速やかにお知らせします。（補助金交付候補者となった方は、別途補助金交付申請手続きが必要です。）
交付決定を行った事業者については、専用ホームページ等で事業者名、事業テーマ等を公表します。